

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 721 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 721 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 9 月 22 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 7 年 9 月 22 日（月） 午後 3 時 15 分～午後 3 時 45 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	鈴木 広子
委 員	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	6 番	大威 千里
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉 きみ子
	15 番	大嶋 英二
	16 番	神谷 登
	17 番	鈴木千代子
	18 番	竹内 敬三
	19 番	富田 勇治

- ・欠席委員

（農業委員） 1 番 久野恵子、2 番 深谷英一

- ・農業委員会事務局職員

事務局長	深谷 一紀
事務局	下谷 敏信（会議書記）
	花田 佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 721 回）

令和 7 年 9 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条制限除外	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 について	
5	報告 4	農地台帳登載申請について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	報告 7	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の 農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について （用途区域変更）	
9	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
10	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
11	議案 3	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契 約）	
12	議案 4	青年等就農計画の意見聴収について（青年等就農計 画）	
13	議案 5	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について （農振農用地利用計画変更）	
14	議案 6	基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会 の意見について（地域計画変更）	
15	議案 7	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	
16	議案 8	大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱 等に関する規則の一部改正について	

事務局長 ただ今から第 721 回大府市農業委員会総会を開催いたします。
大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長に
お願いします。

議 長 ただ今から第 721 回大府市農業委員会総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、1 番 久野恵子委員、2 番 深谷英一委員
から事前に欠席のご連絡をいただいておりますので、本日、農業委員
会の在任委員 13 名中 11 名の過半数以上の委員にご出席をいただい
ております。従いまして、本総会が開会できることをご報告いたしま
す。

農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただ
いております。

また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者
はございません。報告は以上です。

議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。

始めに、日程第 1「会議書記の指名について」、本日の会議書記に
は、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。これ
にご異議ございませんか。

【異議なしの声】

議 長 次に、日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条の制限除外』から、日
程第 8、報告第 7 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10
条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について 用途区域変更』
までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法 第 4 条
の制限除外 』から、日程第 8、報告第 7 号『農業振興地域の整備に関
する法律 施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更に
ついて用途区域変更』までをご説明いたします。

始めに、議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 4
条制限除外について』ご説明いたします。農地法第 4 条第 1 項第 8 号
に規定される、農地の転用の制限の例外として、耕作者が所有する農
地で、200 ㎡未満の農業用施設などを農地転用して整備することに
対し転用の届出を必要とするものです。1 件の届出があり、自己所有
地に 16.25 ㎡の農業用倉庫を整備するものでございます。

報告第 1 号の届出につきましては、事務局専決で届出者に対し、
受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

事務局 次に、議案書 2 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 5 条の規定による届出について』ご説明いたします。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書 2 ページから 6 ページの 12 件の届出がありました。

権利としては、所有権移転が申請番号 1 番から 5 番と 5 ページの 9 番と 10 番の 7 件、その他、賃貸借権が 4 ページの 6 番、5 ページの 7 番 8 番と 6 ページの 11 番の 4 件、最後に使用貸借権が 6 ページの 12 番の 1 件です。

転用目的は、住宅が申請番号 1 番、9 番、12 番の 3 件、資材置き場が、2 番、3 番、4 番、5 番、駐車場及びコンテナが、6 番、10 番の 2 件、診療所、薬局が 7 番と 8 番の 2 件、最後に店舗が 11 番の 1 件でございます。なお、申請番号 11 番の店舗は北山土地区画整理区域内に整備予定のものでございます。

報告第 2 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書 7 ページをご覧ください。報告第 3 号『生産緑地に係る主たる従事者の証明について』ご説明いたします。

生産緑地法第 10 条に規定される、生産緑地の従事者である旨の証明をするもので、申請者が故障により生産緑地での耕作が不可能となり、生産緑地の除外申請をするために必要となるものです。

報告第 3 号につきましては、証明を求める申請が 1 件あり、事務局長専決で申請者に対し、証明書をもちて通知したことをご報告します。

次に、議案書 8 ページをご覧ください。報告第 4 号『農地台帳登録申請について』ご説明いたします。

本議案は、申請地内に電波基地局設備である電柱を設置するに当たり 4 m²を農地台帳から除外し、雑種地としていましてが、この度、電柱が撤去されたことに伴い、改めて農地として 4 m²を農地台帳登載するものです。

報告第 4 号につきましては、大府市農業委員会規程に基づき、事務局長専決で申請者に対し、農地台帳に登載したことを通知したのでご報告します。

次に、議案書 9 ページをご覧ください。報告第 5 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出 相続等による権利移動について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権移転した場合に、取得したことを届出るものです。議案書 9 ページから 12 ページまでの 8 件の届出があり、いずれも相続による所有権移転によって、所有者が移動したことを確認しております。

次に、議案書 13 ページをご覧ください。報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明いたします。農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するもので、議案書 13 ページから 19 ページの 12 件の通知を受理いたしました。それぞれ貸付人と借受人との双方で合意解約が成立しているものでございます。なお、今回の主な案件に関しましては、長草町地内で予定されている開発計画の区域内のものでございます。

事務局 次に、議案書 20 ページをご覧ください。報告第 7 号『農業振興地域の整備に関する法律 施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について 用途区域変更』をご説明いたします。

農振地域内において、施設等を設置することに当たり、その部分の用途区域を変更することについて、大府市から報告があったものです。

別紙 参考資料「農業振興地域整備計画 農用地利用計画の変更」をご覧ください。参考資料 105 ページからで申請地は 108 ページになります。報告第 1 号と同様の案件となり、先ほどご説明しました農業用施設の設置予定農地が農業振興地域にあり、事業計画者が農業用資材置場を設置するため、申請地の一部 12.65 m²の用途区分を農地から農業用施設用地に変更するものです。

事務局 説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告第 1 号から報告第 7 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

【「なし」の声】

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといいたします。

次に、日程第 9、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 3 件を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 21 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、その案件について本委員会で審議し、許可をするものとなります。

21 ページと 22 ページの 3 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請番号 1 をご覧ください。申請事由として、申請地は、譲受人が農地を拡大するため、有償にて所有権移転して取得するものです。

次に、申請番号 2 につきましては、申請事由として、譲受人が親族間における耕作継承のため、無償で所有権移転し、取得するものです。

次に、申請番号 3 につきましては、渡し人が国の「相続土地国庫帰属制度」を活用し国庫帰属の手続きを進める中で、国から本市に対し寄付を受けるかとの問い合わせがあり、市が市民の福祉向上と「農」を身近に感じる場として公共目的で利用するため、その寄付を受けることとして、無償の所有権移転で取得をするものです。

申請内容の詳細について確認し、いずれの譲受人も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。申請番号 1 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 次に、申請番号2番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号2番の譲受人は、所有農地 の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 次に、申請番号3番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号3番の譲受人は大府市であり、取得後の利用計画などは適正で、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 「全員賛成」ですので、議案第1号は、原案の通り許可することに決定いたします。

次に、日程第10、議案第2号『農地法 第5条の規定による 許可申請について』の3件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書23ページをご覧ください。議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明いたします。農地法第5条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会では審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。 議案書23ページ、24 ページの3件の申請があり、過日の地区協議会において、各地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。

申請番号1番は、有償による所有権移転で駐車場整備のための転用です。農地区分は2種農地に該当します。

次に、申請番号2番につきましては、賃貸借によって、共同生活援助施設を建築するため転用するものです。農地区分は3種農地に該当します。

次に、申請番号3番につきましては、使用貸借によって、親族の土地に住宅を建築するため転用するものです。農地区分は1種農地に該当します。

以上の3件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、次に 担当地区委員より意見をいただきたいと思います。申請番号1番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。周囲をコンクリートブロック積みし土砂等が隣地に流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で自然浸透させるため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 次に、申請番号 2 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 2 番の申請地は、土地造成は切土・盛土をしますがコンクリートブロック積みし土砂等が隣地に流出しないよう対処します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ接続し、雨水は、敷地内で集水し、道路側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 次に、申請番号 3 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 3 番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、敷地で集水し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 特に無いようですので、議案第 2 号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 「全員賛成」ですので、議案第 2 号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第 11、議案第 3 号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 一括契約』の 2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 25 ページをご覧ください。議案第 3 号「農用地利用集積等 促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。本議案に関しましては、農地中間管事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」に基づき公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の申請番号 7286 及び 7287 の 2 件です。いずれの借り手も、農地中間管事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。今回の議案のうち申請番号 7286 は、地域計画の目標地図の区域内にあるもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているものです。また、7287 番につきましては、目標地図の区域外にあるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

【「なし」の声】

議 長 特にないようですので、議案第3号を採決します。原案の通りで賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 「全員賛成」ですので、議案第3号は、原案の通り可決することといたします。

次に、日程第12、議案第4号『青年等就農計画の意見聴収について青年等就農計画』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書26ページをご覧ください。議案第4号「青年等就農計画の意見聴収について青年等就農計画」をご説明いたします。別冊資料「青年等就農計画の意見聴収について依頼をご覧ください。

18歳以上50歳未満の方で、認定新規就農者として新たに農業経営を行うに当たり、就農計画の認定を受けるもので、計画の認定にあたり大府市長から本委員会に対し意見が求められているものです。

別冊資料2ページをご覧ください。申請者は37歳の新規就農予定者で市内の12aを借りて耕作を始め、露地野菜を作る計画となっております。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

【「なし」の声】

議 長 特に無いようですので、議案第4号を採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 「全員賛成」ですので、議案第4号は、原案のとおり大府市に「意見なし」で回答することといたします。

次に、日程第13、議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について農振農用地利用計画変更』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書27ページをご覧ください。議案第6号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について農振農用地利用計画変更」をご説明いたします。

本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見を求められているものです。

9件の申請がありました。過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。詳細につきましては、全員協議会にて説明したとおりで、農用地周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に替えることが困難な案件となります。申請箇所の担当する地区協議会において、過日現地を確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
申請番号 1 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の申出地 の農振除外後の農地区分 は第 1 種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議長 次に、申請番号 2 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 2 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 1 種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議長 次に、申請番号 3 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 3 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 1 種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地 の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題 はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議長 次に、申請番号 4 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 4 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 2 種農地です。当該地は住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるものであることから、農地法 の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議長 次に、申請番号 5 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号 5 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 2 種農地です。当該地は住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であるものであることから、農地法 の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題 はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 次に、申請番号6番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号6番の申出地の農振除外後の農地区分は第1種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 次に、申請番号7番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請番号7番の申出地の農振除外後の農地区分は第1種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する方の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 次に、申請番号8番並びに9番の案件について、事務局どうぞ。

事務局 申請番号8番につきましては、愛知県道路公社が知多半島道路大府西インターチェンジと伊勢湾岸道路の料金所までを結ぶ連絡路を整備するものです。次に、申請番号9番につきましては、大府市が市街化編入を行うための申出によるものです。2件とも農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

【「なし」の声】

議 長 特にないようですので、議案第5号を採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 「全員賛成」ですので、議案第5号は、原案のとおり、大府市に対し「意見なし」として、回答することといたします。

次に、日程第14、議案第6号『基盤強化法 第19条 第6項の規定による農業委員会の意見について地域計画変更』を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 30 ページをご覧ください。議案第 6 号「基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）」をご説明いたします。参考資料として、別紙「大府市地域計画」をご覧ください。

本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているものです。

本議案は地域計画策定後に、農振地域内で地域計画の目標地図に位置づけられた農地が転用される際には、その目標地図から対象農地を除外する必要がある、その手続きにおいて、農業委員会の意見を求めるものとなっています。

今回の議案は、先の 27 ページにある議案第 5 号の農振農用地利用計画変更にある、2 番、4 番、5 番、6 番及び 7 番の 5 件が対象となります。なお、対象地は先日の地区協議会において現地を確認していただいております。

以上、目標地図から除外することに関してご意見をいただきたいと思っております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

【「なし」の声】

議長 特にないようですので、議案第 6 号を採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 「全員賛成」ですので、議案第 6 号は、原案のとおり、大府市に対し「意見なし」として、回答することといたします。

次に、日程第 15、議案第 7 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程します。本議案は、委員会の申し合わせ事項となるため、副会長に読み上げをお願いします。

（副会長 別紙 読み上げ）

議長 議案第 7 号を採決します。原案のとおりで、決議することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 「全員賛成」ですので、議案第 7 号は、原案のとおり、本委員会として、決議することといたします。

次に、日程第 16、議案第 8 号『大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について』を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 8 号『大府市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について』をご説明いたします。この規則は本委員会が定めるものです。

令和 8 年の農業委員等の改選に合わせ、農業委員等の定数及び担当区域を見直すことに伴い、農地利用最適化推進委員の担当区域及びその定数を定める本規則について一部を改正するものです。詳細については、議案書のとおりで、施行日は令和 8 年 7 月 20 日でございます。

議 長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

【「なし」の声】

議 長 特に無いようですので、議案第8号についてを採決します。
原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長 「全員賛成」ですので、議案第8号は、原案のとおり可決すること
といたします。

以上で全すべての審議が終了いたしました。
これを持ちまして、第721回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上